

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

## 茨城国民年金 事案 706

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年11月まで  
昭和47年に国民年金に加入したが、その後、夫の転勤やパート勤めで忙しかったために、市役所にも行けず、国民年金保険料を納付することができなかった。その後、A市に転居してからは、生活も落ち着いたため、保険料の納付を再開したが、昭和53年に特例納付制度のことを知り、未納のままになっていた申立期間の保険料として20万円弱を一括納付した。  
その際、担当した職員から「これですべて記録がつながった」と言われ、安心したことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和53年12月に、その夫の賞与を原資として申立期間の保険料として20万円弱を納付したと主張しており、事実、第3回特例納付制度を利用して申立期間の保険料を一括納付した場合の保険料額17万6,000円とおおむね一致する。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする昭和53年当時、申立人の夫は、金融機関に勤務しており、申立人の夫に係る同年12月の賞与明細を確認したところ、申立期間の保険料を納付するだけの資力を有していたものと推認できることから、申立内容に信憑性<sup>びよう</sup>が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 茨城国民年金 事案 707

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、母に勧められて20歳の時に国民年金の加入手続きを行い、納付通知書に従い保険料を納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和48年10月から同年12月までの期間については、申立人に係る国民年金保険料収納記録について、A市役所が管理する収納記録とB社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）との間に齟齬があり、同市役所の収納記録に沿った記録訂正が平成20年11月4日に行われていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、申立期間の前後の期間に係る保険料を現年度納付していることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

加えて、申立人は、昭和51年3月に国民年金に任意加入し、10年以上の長期間にわたり保険料を納付するなど、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から同年 11 月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 39 年 1 月から同年 11 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和 39 年 1 月 21 日付けで退職後、A 市役所の窓口において国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料については、同市役所においてまとめて納付した記憶がある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者原票により、昭和 39 年 1 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認でき、事実、A 市役所が管理する国民年金被保険者名簿には、同年 1 月 21 日付けで国民年金被保険者となっている記載があるにもかかわらず、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立人の国民年金被保険者資格取得日が同年 12 月 1 日と記載されていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では、申立人が第 2 回特例納付制度を利用して申立期間の直後の昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月までの期間及び 44 年 7 月から 45 年 3 月までの期間の保険料を特例納付したことが確認でき、仮に、申立期間の保険料が未納であった場合、申立期間以降の保険料のみを納付し、申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年3月12日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月12日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和46年3月12日から同年4月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。私は、A社に昭和32年に入社し、その後、41年10月1日からC社に出向し、46年3月11日にA社に復帰した。申立期間当時には、健康保険、失業保険等については資格喪失することなく継続して給与から保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の人事記録には、昭和41年10月1日付けで「命、罷役、C社用務従事の為」、また、46年3月11日付けで「命、復職、D部(E部)」とそれぞれ記載されている。

また、申立人は、提出した人事記録について、平成6年8月にA社F支店を退職した際に、同社から受領したものであると主張しており、事実、B社G部からは、同人事記録については当時のA社において使用されていた人事記録である旨の回答が得られている。

これらのことから、申立人は、申立期間当時にA社に勤務していたことが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人がA社に復帰した

昭和 46 年 3 月 12 日に、その前後の 45 年から 46 年までの期間において、C 社及び A 社の関連会社並びに A 社の各支店から A 社に異動した者が 8 人確認でき、その全員について、厚生年金保険の加入記録の欠落は見られない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料を給与から、事業主により控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 46 年 4 月 1 日の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得時に係る社会保険事務所が管理する同社の厚生年金保険被保険者原票の記録により、8 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る手続に誤りがあったことを認めていることから、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年6月1日から18年4月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を17年6月1日とし、資格喪失日に係る記録を18年4月1日とし、17年6月から同年12月までの標準報酬月額を30円とし、18年1月から同年3月までの標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年3月30日から18年4月1日まで  
② 昭和18年4月1日から20年7月30日まで

私は、昭和17年3月から18年3月までB区CにあったA社で製造の仕事、18年4月から20年7月までD区(当時)E町にあるF社、G社又はH社で加工の仕事をそれぞれしていた。

このため、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人が申立期間①当時にA社に勤務していたことは、同僚の証言及び社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が挙げた同僚の名前が記載されていることにより推認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得時期については、申立人が名前を挙げた同僚及び申立人と同学年の者と同日の昭和17年4月1日(保険料の控除については昭和17年6月1日から)と推認でき、同資格の喪失時期については、申立人が18年3月末日までと主張しているところ、申立人が転職までの経緯や職探しの時期に関する事項を詳細に記憶しており、事実経過の説明についても具体性がある上、17年4月

に申立人と一緒にA社に入社した同僚からは、申立人が1年くらい同社に勤務していた旨の証言が得られたことから**信憑性**が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間①のうち、昭和17年6月1日から18年4月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人と同時入社と同僚30人の標準報酬月額により、昭和17年6月から同年12月までの期間は30円、18年1月から同年3月までの期間は40円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和41年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、名称変更後を含め同社は商業登記簿にも該当が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、そのいずれの機会においても社会保険事務所は記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、F社、G社又はH社に勤務していたとする申立期間②について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により、給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、「F社」、「H社」及び「G社」並びに類似事業所名を検索したところ、申立期間②当時の前後において厚生年金保険の適用事業所となっている現在のI自治体J区内に所在する「K社」（L町）、「M社」（N）及び「O社」（E町）の3事業所が該当したものの、3事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人及び申立人が名前を挙げた同僚の加入記録は見当たらず、3事業所共に既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、商業登記簿により調査したところ、申立人が主張する所在地において、申立期間②当時に設立されている事業所が1事業所（商号：P社、本店：I自治体J区E町Q、設立：昭和13年1月1日、目的：R、他）あることから、同社に照会したものの、申立期間②当時の経営については不明である旨の回答であったため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年

金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間②当時の同僚として記憶している者の氏名、年齢等が不確かなため、その同僚を特定できない上、事業所も特定できないためにその他の同僚も不明であることから、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年12月までの期間及び49年1月から52年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年12月まで  
② 昭和49年1月から52年2月まで

私は、昭和45年の秋ごろ、近所の人に勧められ、A市役所において国民年金の加入手続を行い、両申立期間の保険料については、A市在住時にはB駅前の銀行又は郵便局において、C市在住時にはD駅バス停前のE銀行において納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年3月9日に国民年金に任意加入しているが、この時点では、任意加入者であるため、さかのぼって両申立期間の保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和45年ごろ、近所の人に勧められたのを契機としてA市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、両申立期間については国民年金被保険者資格を有していない上、申立人に国民年金の加入を勧めた者は、49年10月30日に国民年金に任意加入したことが確認でき、同者からは、申立人に国民年金の加入を勧めた時点では、既に国民年金に加入していた旨の証言が得られ、かつ、申立人は、48年12月にC市に転居していることが戸籍の附票により確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和52年3月9日の時点では、C市に居住していたので、所有する国民年金手帳の記号番号欄に「(F)」と印刷された紙片が貼付されていることに整合性が無いと主張しているが、紙片に印刷された「(F)」とは、当時、C市を管轄していた「G社会保険事務所」の意味であり、貼付された紙片に「C市」のスタンプ

が押されており、申立人がC市において国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から42年2月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和40年3月から42年2月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、A村役場（当時）から保険料を納付するよう通知が来たので、昭和50年11月17日に同村役場において夫婦二人分の保険料を納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立期間の直後である昭和42年3月及び同年10月から43年3月までの期間の保険料について、第2回特例納付制度を利用して納付したことが確認できるものの、申立期間については、厚生年金保険被保険者との婚姻による合算対象期間（カラ期間）又は国民年金の未加入期間であり、国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付金額について、申立人が保管している国民年金保険料現金領収証書に記載されている6,300円と主張しているが、仮に、第2回特例納付期間内に申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額と大きく相違することから、申立内容に不自然さがみられる。

さらに、申立人は、自身が保管する国民年金保険料現金領収証書により、昭和41年3月及び42年10月から43年3月までの期間に係る保険料を50年11月17日に納付したことが確認できるものの、41年3月には国民年金被保険者となっておらず、A村役場が領収証書の年度について記載を誤ったものと推認できるが、42年3月分の保険料としての収納記録があり、基本的に申立人に不利となる記録ではないものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 2 日から 42 年 1 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社。）C支店に勤務していた昭和 34 年 4 月 2 日から 42 年 1 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和 42 年 3 月 22 日に申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われており、脱退手当金の実支給額が法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社C支店における脱退手当金の支給状況を確認したところ、社会保険事務所が管理する同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立人が掲載されている頁及びその前後計 11 頁において、同社C支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を除く女性 45 人のうち、脱退手当金の受給権を有する者は 26 人存在し、このうちの 17 人に「脱」の表示が記載されている。

さらに、A社C支店に係る脱退手当金の支給記録を確認したところ、「脱」の表示がある 17 人のうち、社会保険庁のオンライン記録により支給状況を確認できる 13 人については、すべて脱退手当金が支給されていることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と社会保険庁のオンライン記録による脱退手当金の支給記録は一致していることが認められる。

加えて、B社及び申立期間当時の同僚に照会したところ、同社からは、女性社員が退職する際、脱退手当金について説明を行っていた旨、同僚からは、脱退手当金を受給した旨の証言がそれぞれ得られた上、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月から 33 年 12 月まで  
② 昭和 62 年 12 月から平成 4 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店、同社C営業所及び同社D営業所に勤務していた昭和28年4月から33年12月までの期間及びE社F事業所に部長として勤務していた62年12月から平成4年3月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、A社及びE社F事業所に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社及びE社F事業所に勤務し、両申立期間に厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

2 申立期間①に係る社会保険事務所が管理するA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録では、A社B支店は、昭和45年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の厚生年金保険の適用に係る取扱い等について同社に照会したものの、申立期間①当時の資料等は残存しておらず、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用については確認できない旨の回答であった。

さらに、申立人が申立期間①当時に勤務していたと主張するA社C営

業所及び同社D営業所については、社会保険庁の記録を検索したものの、適用事業所として確認できなかった。この点について、申立期間①当時にA社B支店に勤務していた者に照会したところ、同社C営業所及び同社D営業所に勤務していた者については、同社B支店において厚生年金保険の適用を受けていた旨の証言が得られた。

加えて、申立期間①当時のA社B支店における複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった上、そのうちの一人からは、「申立人は、中学校新卒で入社しているので、厚生年金保険の適用を受けていたかについては疑問がある。」とする旨の証言が得られた。

- 3 申立期間②に係る社会保険事務所が管理するE社F事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間②に係るE社F事業所における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

さらに、社会保険事務所の記録では、E社F事業所は、平成17年7月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主の連絡先が不明であり、申立期間②当時の資料等を得ることができない。

加えて、申立期間②当時のE社F事業所における複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった上、そのうちの一人からは、「当時、E社F事業所は、経営不振であった。」とする旨の証言が得られた。

- 4 このほか、両申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年から 35 年まで  
② 昭和 35 年から 38 年まで  
③ 昭和 45 年 10 月から 48 年まで  
④ 昭和 48 年から 49 年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 28 年から 35 年までの期間、B社、C社、D社及びE社のそれぞれの下請け会社に勤務していた同年から 38 年までの期間、F社に勤務していた 45 年 10 月から 48 年までの期間及びG社に勤務していた同年から 49 年までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

各申立期間において社会保険料が給与から控除されており、健康保険証についても交付されていた記憶があるので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社並びにB社、C社、D社及びE社のそれぞれの下請け会社、F社及びG社に勤務していた各申立期間に厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

2 A社について、社会保険事務所の記録により、「H」を検索した結果、申立人が主張する所在地に厚生年金保険の適用事業所であるA社が存在していたことが確認できたものの、申立期間①に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無い。

また、申立期間①当時にA社に勤務していた複数の同僚からは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言

は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は平成7年1月21日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、かつ、当時の事業主と連絡が取れず、申立期間①当時の状況について確認できない上、調査の結果判明した当時の同社の社会保険事務担当者からも、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

- 3 申立期間②に係るB社、C社、D社及びE社のそれぞれの下請け会社について、申立人は、会社名や勤務地等について具体的に記憶しておらず、事業所を特定することができない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名等を記憶しておらず、当時の状況について確認することができない。

さらに、B社、C社、D社及びE社にそれぞれ照会したところ、B社、C社及びE社からは、申立人が在籍した記録が無い旨、D社からは、記録が廃棄済みであるため申立人の在籍を確認できない旨の回答がそれぞれ得られた。

- 4 F社に係る申立期間③については、社会保険事務所の記録により「I」を検索した結果、申立人が主張する所在地には、該当事業所が見当たらない。

また、同一県内の類似名称事業所としてJ社が該当するものの、社会保険事務所が管理する同社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、事業主の氏名等を記憶しておらず、また、事業主は既に他界していると主張しているため、申立期間③当時の状況について確認することができない。

加えて、上記の類似名称事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人が申立期間③当時の同僚として挙げたK氏の名前は無い。

- 5 G社に係る申立期間④については、社会保険庁の記録により、「L」を検索した結果、申立人が主張する所在地と同一県内において同一名称事業所が8社、また、類似名称事業所が8社、それぞれ確認できたものの、いずれの事業所に係る社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者原票においても申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、事業主の氏名等を記憶しておらず、申立期間④当時の状況について確認することができない。

さらに、上記の同一名称事業所及び類似名称事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人が申立期間④当時の同僚として挙げたM氏

の名前は無い。

なお、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間④当時の昭和48年9月に国民年金に加入したことが確認できる。

- 6 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。  
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 22 日から 43 年 6 月 21 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和 37 年 1 月 22 日から 43 年 6 月 21 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金の支給を受けた記憶は無い。また、退職時に厚生年金基金の脱退手当金支給手続については行ったが、厚生年金保険の脱退手当金支給手続については行わなかった。厚生年金保険被保険者原票では生年月日も相違している上、申立期間の前の厚生年金保険加入期間に係る脱退手当金については請求されていないことから不自然である。

このため、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が管理するA社B工場の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、昭和 35 年 3 月から 37 年 3 月までの間に同社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した女性 73 人うちの 57 人が脱退手当金の受給権を得ており、そのうち、24 人に脱退手当金が支給されていることが確認できる。

この点について、上記 24 人のうち、連絡先が判明した 8 人に照会したところ、回答が得られた 5 人全員からは、退職時に事業所において代理請求が行われたとする旨の証言が得られたことから、申立期間当時のA社B工場では、代理請求が行われていたものと推認できる。

また、社会保険事務所が管理するA社C工場と同社D工場に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票では、申立人の生年月日が昭和 17 年 3 月 15 日と記載されているが、同社B工場において取得された年金番号に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票と事業所が管理する厚生年金保険被保

険者資格取得喪失届の控えに係る申立人の生年月日の双方が同年1月15日となっており、同一の誤記載が確認できることから、A社B工場において申立人の生年月日を誤ったまま届出を行ったものと推認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社B工場の厚生年金保険被保険者原票に記載された申立人の生年月日が訂正された形跡も無いことから、事業所が申立人の脱退手当金についても代理請求したものと推認できる。

加えて、A社B工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されている。

また、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後に脱退手当金の支給決定が行われているとともに、申立期間の脱退手当金の実支給額が法定支給額と一致しており、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 13 日から 42 年 9 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた昭和 41 年 8 月 13 日から 42 年 9 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。39 年 9 月 1 日に入社してから現在に至るまで、A社に継続して勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたはずである。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の社会保険事務担当者及び同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

さらに、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 41 年 8 月 13 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 10 月 7 日に健康保険証を返納したことが確認できるとともに、同原票では他者の記録において申立期間内の同年同月に標準報酬月額の時決定が行われたことが確認できる。

加えて、申立人は、A社に勤務した当初から現在に至るまで同じ健康保険証を使用していると主張しているが、申立人が現在使用している健康保険証については、資格取得日が昭和 42 年 9 月 1 日であり、かつ、整理番号が 68 番であることが確認できることから、申立人が同社において再度被保険者資格を取得した際に発行されたものであることが確認できる。

また、申立期間当時のA社に勤務していた同僚 10 人のうち、存命中で連

絡先が判明した5人のうち、二人から回答が得られ、そのうちの一人からは、申立人が申立期間においても同社に勤務していた旨の証言が得られたものの、残り一人からは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間当時にA社に勤務していた申立人の姉（社会保険事務担当者）からは、申立人が昭和39年に同社に入社してから現在に至るまで、継続して勤務していることは間違いなく、また、41年8月13日に申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届を社会保険事務所に提出した記憶は無い旨の証言が得られているものの、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の姉が申立人と同一日に同資格を喪失したことが確認でき、申立人の姉が同社を退職したと主張する43年8月ごろとは約2年間の相違がみられる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、A社において昭和41年8月13日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者は、申立人及びその姉のみであることが確認できるとともに、申立期間当時の同社に勤務していた同姉以外の同僚10人のうち、二人については、申立期間内に厚生年金保険の未加入期間が存在することが確認できる。

また、申立期間当時の事業主（申立人の父）及び申立人の姉の後任の社会保険事務担当者は既に他界しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 10 月 11 日から 42 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 1 日までの期間及びB社（現在は、C社）に勤務していた同年 10 月 11 日から 42 年 1 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給済みであることを示す「脱」の表示が記載されている。

また、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後に脱退手当金の支給決定が行われているとともに、申立期間の脱退手当金の実支給額が法定支給額と一致しており、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間当時のB社における脱退手当金の取扱いについて照会したものの、C社からは、当時のことは書類が残存していないため不明である旨の回答であった。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月26日から63年3月まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社及びB社に勤務していた昭和52年11月26日から63年3月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。A社には昭和41年8月26日以降も引き続き勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人から提出されたA社における昭和52年2月分及び同年4月分の給与明細書では、厚生年金保険料の控除が確認できるものの、申立人から提出された申立期間内の53年4月分、54年9月分及び55年7月分の「計算書」では、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時のA社における総務事務担当者からは、同社において昭和52年ごろに請負制が導入され、申立人は請負契約者であり、請負契約者については厚生年金保険の適用を受けていなかった旨の証言が得られ、申立期間当時の同社の取締役及び同僚からも、申立期間当時の工場業務については請負制が導入されており、申立人は請負契約者であった旨の証言が得られた。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、昭和41年8月26日から52年11月25日までの期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録を確認でき、同社における申立人の厚生年金被保険者期間と一致するものの、申立期間に係る同社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

また、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和41年8月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、52年11月26日に同資格を喪失したことが確認できるとともに、同名簿では、他者の記録において、申立期間内の53年以降の毎年10月に標準報酬月額の時決定が行われたことが確認できることから、複数回にわたり申立人の記録のみ欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間内にB社に勤務していた可能性があるとして主張しているが、申立期間に係る社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 5 日から 35 年 2 月 16 日まで  
② 昭和 35 年 2 月 17 日から 39 年 9 月 15 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 33 年 2 月 5 日から 35 年 2 月 16 日までの期間及びB社（現在は、C社。）に勤務していた同年 2 月 17 日から 39 年 9 月 15 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人には脱退手当金が支給済みであることを示す「脱」の表示が記載されており、同名簿に「脱」のある申立人を含む12人については、社会保険庁のオンライン記録により全員に対し脱退手当金が支給されたことが確認できる。

また、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後に脱退手当金の支給決定が行われているとともに、申立期間の脱退手当金の実支給額が法定支給額と一致しており、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、B社の元事業主に照会したものの、当時の脱退手当金の取扱いについては、記録が残存しておらず不明である旨の回答であり、具体的な証言が得られなかった。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において脱退手当金の支給記録がある同僚11人のうちの一人からは、脱退手当金を受給した旨の証言が得られた。

このほか、申立人に申立期間当時の状況を確認しても申立期間に係る脱

退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。